

国保税の軽減・減免

国保税の軽減

以下の世帯は、国保税のうち均等割額が軽減されます。前年度に引き続き、平成29年度もこの基準額を引き上げて、所得の低い世帯の負担を軽減します。

申請の必要はありませんが、世帯に未申告の方がいる場合は軽減の対象となりません。注意してください。

■ 7割軽減（変更なし）

被保険者の世帯所得金額の合計が33万円以下の世帯

■ 5割軽減

被保険者の世帯所得金額の合計が33万円を超える世帯

■ 2割軽減

被保険者の世帯所得金額の合計が33万円を超える、被保険者人数×49万円+33万円以下の世帯

次の場合は申請により保険税の減免の対象となる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

■ 災害そのほか特別な事情により生活が著しく困難になつた場合

■ 被用者保険（職場の健康保険）の加

入者本人が、後期高齢者医療制度（原則75歳から）に移行したことにより、65歳以上の被扶養者が国保に入りしめた場合

非自発的失業者への軽減

会社都合による解雇などで失業された方で要件を満たす場合、国保税の軽減を受けることができます。詳しくは問い合わせてください。

納付書の送付

平成29年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月上旬に送付します。

医療費の節約に努めましょう

近年、高血圧や糖尿病などの生活習慣病が増え、医療費の増加の大きな要因となっています。国保の加入者一人ひとりが、日ごろの生活習慣を振り返り、運動や食事などに気を付け、健康の保持・増進に努めることが大切です。

自身の健康づくりが、医療費全体の節約、安定した国保財政の運営へつながっています。ご協力をお願いします。

高血圧や糖尿病などで継続的に服薬している人や、複数の薬を服薬している人は、薬代を減らす効果が特に大きくなります。

使用について不安な点や疑問点があれば、医師や薬剤師に相談してください。

特定健康診査の受診を

柔道整復師（整骨院・接骨院）を正しく利用しましょう

国保では、生活習慣病を予防するための特定健康診査や特定保健指導を行っています。国保に入れている40歳から74歳までの方に、特定健康診査受診券を5月下旬に送付します。

自身の健康管理のために、特定健康診査を受診し、生活習慣病を予防しましょう。

柔道整復施術は保険の適用とならない場合があります。受診の際には気を付けてください。

■ 保険が使える場合：外傷性のねんざ・打撲、医師の同意のある場合の骨折や脱臼の施術

■ 保険が使えない場合：日常生活における疲労や肩こり・腰痛など、病気（リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）による痛み、スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術

後発医薬品（ジェネリック医薬品）をご存じですか

「ジェネリック医薬品」は、新薬の特

許期間が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、価格は新薬の3～5割程度安くなる場合があります。

高血圧や糖尿病などで継続的に服薬している人や、複数の薬を服薬している人は、薬代を減らす効果が特に大きくなります。



